

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	工具管理センターへトルクレンチを返却時、スパナ部分に破損(割れ)が認められたため、代替品を貸し出し実施。	D	
2	4号機	主復水器空気抽出器点検時、保温材及び保温材カバー板金に変形(潰れ)・損傷が認められたため、当該箇所を交換。	D	
3	4号機	漏えい検出系監視用ITV(タービンバイパス弁室)点検時、映像不良(ゆがみ)が認められたため、当該装置を修理。	D	
4	4号機	漏えい検出系監視用ITV(主蒸気隔離弁室、主蒸気止め弁室)点検時、映像不良(ゆがみ、黒ずみ)が認められたため、当該装置を修理。	D	
5	4号機	漏えい検出系監視用ITV(主蒸気隔離弁室)点検時、制御リレー箱冷却ファンに動作不良(停止)が認められたため、当該品を交換。	D	
6	4号機	漏えい検出系監視用ITV(主蒸気止め弁室)点検時、中央制御室操作卓の現場照明操作不良(消灯不可)が認められたため、当該装置を修理。	D	
7	4号機	換気空調系タービン建屋排気ファン(A, B)出口ダンパー点検時、制御空気減圧弁のダイヤフラム部に空気漏れ(微少)が認められたため、当該品を交換。	D	
8	補助ボイラー	補助ボイラー(A)設備弁点検時、ボイラーベント弁(手動弁)の弁体及び弁座に傷が認められたため、当該弁を修理。	D	
9	その他	一次水処理設備揚水ポンプ運転切り替え時、ポンプ(A)の軸受けに異音が認められたため、当該ポンプを点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353